

物価高騰対策給付金（不足額給付）のご案内



支給対象者

令和7年1月1日現在、練馬区に住民登録をしており、①または②のいずれかに該当する方

①令和6年度に実施した当初調整給付（※）の支給額に不足が生じる方

※練馬区では「物価高騰対策給付金（調整給付）」の名称で実施
支給額および算出方法等については区HPをご確認ください。

② 次のすべての要件を満たす方

- ・令和6年分所得税額と令和6年度分個人住民税所得割額のいずれも定額減税前税額がゼロ（本人として、定額減税の対象外である方）
- ・税制度上「扶養親族」の対象外（青色事業専従者、事業専従者（白色）、合計所得金額48万円超の方）
- ・低所得世帯向け給付金（令和5・6年度住民税非課税または均等割のみ課税世帯給付金（7万円または10万円））対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

1人当たり原則4万円（定額）を支給

※令和6年1月1日時点の国外居住者は3万円。

お手続き

区からお手紙を送付します

内容をご確認の上、必要に応じてお手続きをお願いします

支給時期

【申請・手続きのある方】
※申請期限は令和7年10月31日（必着）です。

7月下旬以降

※申請から支給までに4週間程度かかります。



練馬区ホームページ

お問い合わせ

練馬区物価高騰対策給付金コールセンター 0120-186-906

受付時間 平日9:00~17:00